

第8回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年2月27日（火）午後2時00分から午後3時57分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（22名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員（2名）

2番	菅野	能稔
18番	吉田	正宏

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 平成31年度農業政策と予算に関する要望意見について
- 第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第3号 農地法第4条の規定による届出について
- 第4号 農地法第4条の規定による許可について
- 第5号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号 現況証明について

協議

第1号 幕別町農地移動適正あっせん基準の改正について

第2号 幕別町農業委員会活動方針・活動計画の見直しについて

6	事務局長	廣瀬 紀幸
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第8回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、15番齊藤正孝委員、16番西田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
----	---

次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、2番菅野委員、18番吉田委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
-----	---

議長	次に、報告第1号「平成31年度農業政策と予算に関する要望意見について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。
----	---

事務局	報告第1号「平成31年度農業政策と予算に関する要望意見について」、次のとおり十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議へ提出したので報告いたします。
-----	--

平成31年度農業政策と予算に関する要望意見につきましては、昨年11月22日に農政部会で協議され、同年11月28日開催の第5回総会でご決定いただき、12月12日に幕別町に対しまして「農業政策等に関する意見書」を提出し、国並びに道に対して働きかけの要望を行っておりますことから、同様の内容で十勝農業委員会連合会を通じ北海道農業会議へ提出するものでございます。

内容につきまして、朗読は省略いたしますが要望事項として「農業被害に対する支援について」、「地域の実態に即した担い手の農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて」、「農業基盤整備事業予算の確保について」、「農業機械のICT（情報通信技術）の導入について」、「有害鳥獣の駆除対策について」、「日欧EPA等国際通商交渉について」、「農業委員会関係予算の確保について」の以上7項目でございます。要望の内容、理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
----	--------------------------------

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から25番について説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書4ページから10ページに記載されております25件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番から25番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番から25番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」、農地法第4条第1項第7号の規定による届出を受理したので報告いたします。案件は議案書11ページに記載されておりますとおりでございます。申請事由は、宅地として利用するためでございます。受理相当と認められましたので平成30年2月15日付で通知書を交付しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地法第4条の規定による許可について」、農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書12ページの1月26日第7回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、

	記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成 30 年 2 月 19 日付で許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第 4 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 4 号 1 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 5 号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局から報告第 5 号 1 番から 3 番を説明いたします。
事務局	報告第 5 号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について確認をしておりますので報告いたします。案件は議案書 13 ページの 3 件でございます。今月 20 日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 5 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 5 号 1 番から 3 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番から 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番から 4 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
22 番	22 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号5番から8番について事務局から説明を申し上げます。

事務局 【議案第1号5番から8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書3ページ、4ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号5番から8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号5番から8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号9番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号9番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査5ページから7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は吉田委員であり

ますが、総会に欠席されるということでしたので代わりに私が説明させていただきます。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号9番から14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号9番から14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号15番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号15番から20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書8ページから10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号15番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号15番から20番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号21番、22番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号21番、22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 11 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17 番 17 番説明いたします。これらの案件は、後継者の経営移譲に伴う借り換えでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 21 番、22 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 21 番、22 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 23 番から 28 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 23 番から 28 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 12 ページから 14 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番 11 番説明いたします。これらの案件は、経営の法人化に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 23 番から 28 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 23 番から 28 番は原案のとおり可決さ

れました。

議長

次に議案第1号29番、30番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号29番、30番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書15ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は、経営の法人化に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号29番、30番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号29番、30番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号31番、32番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号31番、32番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書16ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 31 番、32 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 31 番、32 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 33 番から 36 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 33 番から 36 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 17 ページ、18 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明いたします。これらの案件は、今月 23 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 33 番から 36 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 33 番から 36 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 37 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 37 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 19 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
23 番	23 番説明いたします。この案件は、昨年 11 月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設

定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号37番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号37番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号38番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号38番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書19ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、平成27年8月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号38番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号38番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号39番から42番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号39番から42番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書20ページ、21ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5 番	5 番説明いたします。これらの案件は、経営の法人化に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
13 番	開会前に訂正があった 37 番の利用の期間からすると、他のところも訂正すべきではないでしょうか。
議長	事務局から説明いたします。
事務局	確認いたしますので少々お待ちください。
議長	暫時休憩いたします。
	(暫時休憩)
議長	休憩を解きます。
事務局	先ほどのご質問に対して回答いたします。基本的に何年何ヶ月という標記であれば正確な標記ができると思いますが、おおむね何年間ということですので、事務局のほうとしては、6 ヶ月を超えるものは1年間で考えさせていただきたいと思います。例えば、4 年 7、8 ヶ月は5年間と標記させていただきます。このことをふまえますと、ただ今ご指摘あったところを含め、まず 23 番、24 番は6年間となっておりますが、7年間。25 番から 30 番は8年間となっておりますが9年間。20 ページの 38 番から 42 番は2年間となっておりますが3年間と申し訳ございませんが訂正させていただきます。これまでもこのようなかたちでやっておりますし今後もそのようなかたちで標記させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。
議長	ただ今事務局から訂正と今までと同様ですけども今後の考え方についてもお話をいただきました。以上でよろしいでしょうか。ご理解いただけましたか。
13 番	はい。
議長	他に質疑ございませんか。
3 番	すいません。37 番から 41 番について、金額が下 3 桁まで記載ありますが、100 円で端数切捨てではなかったかなと思うのですがいかがでしょうか。
議長	事務局より説明いたします。
事務局	はい、こちらは北海道農業公社からの貸付でありまして、借り入れ時の売買価格の 2 % と決まっております。道公社からの契約の中では円単位までとなっております。通常町公社では 100 円以下は四捨五入等しておりますが、道公社

	については、円単位となっておりますのでご理解いただきたいと思います。
3 番	わかりました。
議長	他に質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 39 番から 42 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 39 番から 42 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 43 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 43 番について議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は別添調査書 22 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。この案件は、平成 28 年 2 月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 43 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 43 番は原案のとおり可決されました。ここで 10 分間暫時休憩とします。
議長	休憩を解き再開いたします。次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添農地法第3条調査書1ページ、2ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は吉田委員であります。総会に欠席されるということでしたので代わりに私が説明させていただきます。これらの案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は吉田委員であります
が、総会に欠席されるということでしたので現地調査に参加した私から説明させていただきます。この案件は、今月20日に石川委員、吉田委員、事務局とで
現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書7ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、中村委員、事務

局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号7番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号8番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書8ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番

11 番説明いたします。この案件は、今月20日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号9番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書9ページに記載されておりますように、農地法第3条

第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号10番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号10番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書10ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番 20 番説明いたします。この案件は、一戸一法人の会社清算に伴う農地の売渡しであります。権利移動の前後で農業従事者に変わりないので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号10番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 2 号 11 番、12 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 11 番、12 番について議案書をもとに朗読】 これらの案件は別添調査書 11 ページ、12 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。これらの案件は、今月 20 日に石川委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 11 番、12 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 11 番、12 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 13 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 13 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書 13 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17 番	17 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に石川委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 13 番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号13番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号14番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書14ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号15番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書15ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件は全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、後継者への生前一括贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 15 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 15 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は、スラリータンクの建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に石川委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8 番	8 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 20 日に石川委員、中村委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号 2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 2 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 20 日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に協議第 1 号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。協議第 1 号について事務局から説明をいたします。
事務局	協議第 1 号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について」、次のとおり協議を求めます。北海道では地域の実状に応じて効率的かつ安定的で多様な農業経営を促進するため、北海道農業経営基盤強化促進基本方針を定めており、北海道は基本方針を平成 28 年 3 月に一部変更いたしました。これを受けまして、幕別町においても幕別町の同様の計画になります農業経営基盤強化の促進に関

する基本構想の見直しを行っております。基本構想では、農業経営の法人化の推進と新規就農の育成確保等本町の農業が地域社会や地域経済を支える基幹産業として今後も発展していくための構想が示されております。さらに基本構想に合わせて、幕別町農業振興地域整備計画、いわゆる農振の見直しを行っており今後幕別町が守り振興を計っていく農業の全体像が示されたところであります。幕別町の農振等の見直しにつきましては、昨年の今頃になります。農業委員会総会で農林課より説明を受けているものでございます。現在幕別町における農地のあっせん事業は、利用調整という名称で幕別町農業振興公社が行っておりますが農業委員会による農地のあっせんの可能性がゼロというわけではございませんので、農業委員会があっせんを行う場合の手続き方法等を定めた基準と実施要領を整備しているところでございます。先ほど基本構想と農振の計画が見直しされたと申し上げましたが、農業委員会におけるあっせんは農業振興地域計画、農振において育成しようとする農業経営の要件を満たす農業者の方にあっせんによって農地等の権利を取得させると定められております。昨年度の基本構想の見直しの中で営農類型が大きく再編されましたのであっせん事業におきましても別表を改正する必要が生じました。本日は、基本構想及び農振計画の変更に伴います農業委員会のあっせん基準の改正についてご協議をお願いするものでございます。まず、「資料」と添付させていただいております、資料1をご覧ください。営農類型の新旧対照表でございますが、基本構想及び農振の中で効率的かつ安定的な農業経営を行う目標として営農類型が定められております。昨年度の構想の見直しの中で前回の見直しから10年経過した営農類型を現状にあったものとするため25類型から17類型に再編いたしました。この新旧対照表には営農類型の名称のみが記載されておりますが基本構想の中では類型ごとの主の作目や農業従事者の労働時間等の記載されており、その類型に近い経営内容の農業者の方が地域における他産業従事者と遜色ない労働時間や所得水準を達成できるようになるにはどんな規模の農地の経営面積や経営設備が必要かといった指標が示されております。営農類型の中で示されている経営規模とは、安定した経営を担っていくのにどれくらい農地が必要かという目標面積でありあっせん基準ではこの目標に到達するために誰に農地の権利を持ってもらうのがよいかという基準が定められております。次に資料2をご覧ください。幕別町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準の新旧対照表でございます。今回改正する部分を抜粋した表でございます。左側に現行の基準、右側に今回改正する基準を記載しております。まず右側の改正基準をご覧ください。上から順にご説明いたします。第4条第2項の改正は、所要の改正となります。公社が行う利用調整でもそうですが農業者の経営状況を判断する際、幕別町では家畜の使用規模を考慮しておりませんのでそれに関する不要な文言を削っております。さらにただし書きで「ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。」という一文を加えております。ここでいう各号というのは裏面の(2)、(3)を示しておりますが、(2)には農業経営の規模がこれから適正な水準になる見込みがあると認められる方、第3号には農振に従って農地を利用することが確実であるという条件を満たす方、これらの方々があっせん事業に参加することができるという整理になります。次に別表の改正でございます。先ほど申し上げました基本構想及び農振の営農類型の再編に伴い別表も改正いたします。表の左側が現行の別表、右側が改正後の別表になります。別表の中の営農類型の欄を見比べながらご覧頂きたいと思います。左の現行の類型は25類型ありますが改正後は17類型になります。次に基準面積の欄をご覧ください。基準面積とは、地域の平均的な基準面積であり北海道でもあっせん基準を定めておりますが道が定める基準では、あっせん対象の土地

	と現在の経営地を足した面積がこの基準の面積を超える農業者でないとあつせん事業に参加することができないとなっておりますが、先ほどただし書きで付け加えたことにより意味が変わりこれから規模拡大を行うことで適正な水準となり幕別町が目指す基本構想や農振の計画にそった農地の利用を行ってくれる方にはあつせん事業に参加していただけるという意味になります。この基準面積の設定には、平成 29 年 3 月末に認定農業者の農地利用集積状況調査の数字を使用し同じ規模の農地を耕作する認定農業者の農地の平均値を採用いたしました。ただし、農地の耕作状況は人により千差万別でありますことからあまりにもかけ離れた規模の耕作面積を持つ認定農業者の数値を除外し基準面積を設定いたしました。目標面積の欄の面積は、基本構想に定めております面積となります。その類型に所属する認定農業者の方が安定的に経営を行うために目指す目標の農地面積となります。改正の内容は以上でございます。あつせん基準の改正に関する今後の流れでございますが、本日皆様にご協議いただきました後、次回の総会に議案として提案・議決をいただき、北海道知事へあつせん基準の認定を申請する予定であります。説明は以上であります。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。協議第 1 号について改正案のとおり来月の総会に議案としてお諮りいたします。
議長	次に協議第 2 号「幕別町農業委員会活動方針・活動計画の見直しについて」を議題といたします。協議第 2 号について事務局から説明をいたします。
事務局	協議第 1 号「幕別町農業委員会活動方針・活動計画の見直し」について、幕別町農業委員会活動方針・活動計画を見直したいので、次のとおり協議を求めます。 1、見直し理由ということで、幕別町農業委員会活動方針・活動計画（以下「活動方針・活動計画」という。）は、毎年度 3 月に総会の決定を経て作成しております。しかし、この活動方針・活動計画の作成は法律上義務付けられているものではなく任意で作成しているものでありまして、十勝管内で作成しているのは本町を含めて 8 町村となっております。また、内容につきましても毎年度類似していることから内容等について下記のとおり見直したいということがあります。 見直し内容の説明の前に、経過についてご説明させていただきます。上記の理由から、昨年 12 月 12 日開催の第 2 回三役会議におきまして、「活動方針・活動計画」の現状や他町村の状況をご説明させていただき、今後とも作成していくのかということも含めましてご協議いただきました。その結果、引き続き作成していくこととなりましたが、内容を毎年度見直すことということになり本日午前中に開催いたしました三役会議で見直し案についてご協議いただき、本総会に協議案として提出させていただいております。 それでは、内容の説明をさせていただきます。2 の見直し内容として（1）の期間であります。これまで毎年度作成していたものを任期ごとに作成とする。ただし、活動方針の内容については情勢等の変化及び年間スケジュールを

定めていますことから、毎年度3月の総会で見直しを行う。(2)の構成では、これまで、『Ⅰ活動方針、Ⅱ活動計画、Ⅲ体制の充実』としていたものを『Ⅰ活動方針、Ⅱ活動計画』とし、活動計画の項目名を変更するものでございます。

それでは、見直し内容の詳細ということで、別紙の対照表をご覧ください。

1ページ目ですが。左側が現在の活動方針・活動計画で、右側が見直し案であります。アンダーラインの部分が修正されている部分、取り消し線の部分は削除いたしました部分です。まず名称ですが、これまで毎年度作成でしたので平成 年度としていたのを任期ごとということで「第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画」としております。以下、主に変更した部分を中心に説明をさせていただきます。まず、Ⅰ活動方針ですが、中段の農業情勢等の部分について若干修正、削除をいたしました。また本町「の」ですとか、農業委員会を「本町農業委員会」にするなど文言を一部、修正しております。2ページの重点事項につきましては、項目数、内容ともほぼ今までどおりですが、1では「農業委員は」を削除し、3の意見提出についての部分を「意見を提出します」に表現の変更、5の配偶者対策については「結婚相談活動」から「配偶者対策」と現在、主に使われている表現といたしました。次に、Ⅱ活動計画についてです。2ページ中段からとなります。先ほどの議案の中の構成の部分でもご説明させていただきましたが、5ページにあります現行の「Ⅲ体制の充実」を「Ⅱ活動計画」内に組み入れております。また、活動計画の項目名の名称につきましては、農業委員会法の改正などで、現在、主に使われている表現としまして、これに伴い、若干カッコ書きの小項目の入れ替えをしております。また、小項目の表記もカッコ書きの表題と内容説明となっていたものを、カッコ書きの番号と内容説明というように変更しております。内容は、基本的には現行の内容を踏襲しております。

それでは見直し案の活動計画に沿って説明させていただきます。1番は項目名を「農地の有効利用事業」から「優良農地の確保と有効利用」といたしました。小項目の(1)(2)は現行のままで、(3)としまして、削除しました大項目の『体制の充実』から、農地台帳の整備に関する2つの小項目を1つにまとめて記載しております。また、現行の1番の(3)法人関係と、(4)贈与税等の項目は、見直し案では、それぞれ3番へ移動しています。3ページの2番は「農地調整事業」から「担い手への農地利用の集積・集約化」といたしました。内容は現行の内容と、ほぼ同じですが、若干表現を変えております。3番は「担い手育成確保事業」から「担い手の育成・農業経営の合理化に向けた活動」といたしました。現行の小項目(1)については、「自立経営育成協議会」は解散したことから、削除しております。そして(2)家族経営協定を(1)に、(3)の新規就農者の支援を(4)としまして、現行の1の(3)法人への相談・助言を(2)に、(4)贈与税等の納税猶予制度を(3)に移動しております。4番の「農政及び農業振興」は「関係行政機関へ意見の提出」とし、29年度の小項目(1)のみとし、記載内容については農業委員会法の条文を用いた内容としております。現行の(2)の作況調査は3ページ、見直し案の7番に移動しております。4ページをご覧ください。5番の「農業者年金業務の推進」は「農業者年金の普及推進」といたしました。内容については変更ありません。6番の「公益財団法人幕別町農業振興公社」は「幕別町農業振興公社との連携」とし、内容はほぼ同じですが、対策名等を若干変更しております。7番は「情報活動の強化」から「農業一般に関する調査・情報の提供」といたしました。現行の3つの小項目はそのまま、現行の4番から作況調査の部分を、この項目に移動いたしました。8番は「農業委員・職員研修の実施」は「農業委員・職員の研修の実施」と一字加えたのみです。内容は、小項目(1)

	に資質向上のためという文言を追加しております。学習会については近年、「研修」という名称で行われておりますことから、削除いたしました。5ページをご覧ください。今回の見直し案で新たに設けました9番については、これまで大項目として「体制の充実」としていたものを「総会の開催及び総会議事録の公表」といたしました。内容としましては、現行の総会等の開催として（1）から（3）の3つの小項目と、議事録に関する部分を新たに1つの小項目とし、4つといたしました。議事録に関する部分では、「ホームページ等を活用して公表する」ことを追加しております。 今回の活動方針・活動計画につきましては、任期中の見直しということで期間は、平30年4月から平成32年7月の任期末までといたしたいと思います。決定までのスケジュールとしましては、本日の総会で皆様からご意見をいただき、3月27日総会に、議案として提案いたしたいと考えております。次期以降の活動方針・活動計画の期間は、改選後の新しい委員さんのもとの、できるだけ早い時期に決定していただくようなスケジュールでお願いしたいと考えております。また、事業計画ということで、次年度1年間の総会開催日等を記載したスケジュールを合わせて決定していただいておりますが、こちらにつきましては、3月に合わせて提案させていただきたいと思います。以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。協議第2号について改正案のとおり来月の総会に議案としてお諮りいたします。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第8回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。